

(6) 資料選択基準

1. 一般書

- (1) 一般図書は、親しみやすく平易に書かれたものを中心に、各分野にわたり収集する。
- (2) 趣味・実用書は、多様化した生活要求に応じた、身近で役にたち楽しめる図書を収集する。
- (3) 多様な対立する意見、学説のあるものは、それぞれの観点に立った図書を幅広く収集する。
- (4) 利用者の要望が多い資料は、それに応じるため必要な数の複本を揃える。
- (5) 高度な学術書、専門研究書、次の利用が明らかに期待できない特定主題の図書は、県立図書館等に収集依頼するか、相互協力によるものとする。
- (6) 市内出身者、在住者等の著作は網羅的に収集する。

2. 児童書

- (1) 子ども時代は、本に対する興味や本の感覚が養われ、読書の習慣も身につく時期である。また子どもは、本の楽しさを知り、本に親しむことでさまざまな興味や好奇心が満たされ、未知の可能性も引き出される。このような時期はとても短いので、図書館は、すべての子どもが適切な時期に、本の楽しみと出会えるような資料を収集する。
- (2) 幼児・児童・生徒のあらゆる興味に対応できるよう、知的・情緒的な経験を広げることのできる資料を幅広く収集する。
- (3) 各分野の評価の定まった資料（基本図書）は、幅広く収集する。
- (4) 利用者の要望が多い資料は、それに応じるため必要な数の複本を揃える。

3. 絵本

- (1) 絵本は、子どもが最初に出会う本である。心にやきついて離れない絵本の一場面は、子どもの読書の第一歩として欠かせないものとなる。子どもの知的・情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養うものを中心に、幅広く収集する。
- (2) 利用の大変多い部分なので、幅広く、かつ十分な複本を用意する。
- (3) 赤ちゃんにとって絵本は、読み手である大人とのコミュニケーションを成立させ、スキンシップを深めることができるものなので、ひとつのジャンルとして積極的に収集していく。

4. 紙芝居

紙芝居は、絵本と異なる魅力を持っている。一冊の絵本が一人の世界になるのに対し、一組の紙芝居は多数の子どもたちを一挙にその世界に引き込むことができる。

紙芝居は、以下の点に留意して幅広く収集する。

- (1) 紙芝居の「ぬく」という性質を十分に生かしたもの。
- (2) 画面の絵と語られる文が調和しているもの。
- (3) 子どもの生活に密着した題材を扱ったもの。
- (4) 子どもの生活を高められるもの。
- (5) 子どもの想像の世界を広げられるもの。

5. まんが

- (1) まんがは、社会的に評価の定まったものを選んで収集する。
- (2) まんがは、心を豊かにするものであるかどうかを主眼に、次の選択基準で収集する。
 - ①素材の良さ
 - ②アイデアの新しさ
 - ③テーマからくる発想の豊かさ
 - ④まんが独自のもつユーモア
 - ⑤あたたかい情感
 - ⑥まんが独自の批判精神
- (3) 利用者の要望が多い資料は、それに応じるため必要な数の複本を揃える。

6. ヤングアダルト資料

- (1) 小学校高学年から高校生程度を対象とした世代（以下「ヤングアダルト」という。）を尊重していく。
- (2) ヤングアダルト資料は、読書のきっかけを与える図書であることを念頭に置き、流行に関わる資料や、なじみやすい資料を中心に収集する。
- (3) 利用者の要望が多い資料は、それに応じるため必要な数の複本を揃える。

7. 参考図書

- (1) 市民が調査研究するために必要な資料として、辞典、事典、便覧、統計、年鑑、目録等の充実・整理に努める。
- (2) 多様な調査研究に耐えうるよう、広範な領域から、問題解決のために必要な資料を収集する。
- (3) 年鑑・便覧等、定期的に刊行されるものについては、内容が新鮮さを保つよう、常に刊行年月に留意し、買い替えを進める。
- (4) 参考図書は、原則として館内閲覧のみとする。

8. 外国語資料

多文化サービスを展開するために、多言語で書かれた資料の収集に努める。

9. 地域資料

市民の調査・研究・教養その他の生活情報に資するため、また、郷土の歴史を後世に伝えるため、当市や近隣市町に関する多様な地域資料を収集する。

10. 行政資料

- (1) 吉川市の発行する資料を網羅的に収集する。
- (2) 官公庁の発行する資料で、吉川市に関わりのある資料を収集する。

11. 逐次刊行物

- (1) 新聞は、国内発行の主要全国紙を中心に、児童・青少年向けのものも含めて収集する。
- (2) 雑誌は、最新の情報が得られる資料なので、市民の暮らしや楽しみに役立つもの、調査研究に役立つものを積極的に幅広く収集する。

12. 視聴覚資料

- (1) 情報化社会の進展にともない、活字以外のメディアの重要性が高まっていることから、市民が情報・知識・楽しみを得られるようなマルチメディア関係の資料を積極的に収集する。
- (2) 映像資料については、劇映画、アニメーション、音楽、スポーツ、教養などの分野を中心に収集する。
- (3) 録音資料については、クラシック、ポピュラー、邦楽、民謡、童謡などの音楽および演芸、語学など広い分野にわたり、基本的な作品、評価の定まった作品を中心に収集する。
- (4) 視聴覚資料は、ヤングアダルトの活発な利用が想定できるので、ヤングアダルトの趣向に留意する。

13. 視覚障害者資料

- (1) 録音図書の作成および収集に努める。
- (2) 大活字本の収集に努める。
- (3) 点字資料の作成および収集に努める。

14. 収集外資料

下記の資料については、原則として収集しないものとする。

- (1) 学習参考書、各種試験問題集、テキスト類（書き込むこと、切り取ること、組み立てることを目的として作られた図書）。
- (2) 利用範囲が限定され、著しく高価な専門書。
- (3) 人権又はプライバシーを侵害するもの。
- (4) わいせつ出版物として判決が確定したもの。
- (5) 著しく破損しやすい図書。
- (6) その他、公共図書館に不相当と判断されるもの。

15. 適用期日

この基準は、平成9年9月30日から適用する。
この基準は、平成12年1月4日から適用する。